



- 備考 1 種類等の欄の「甲種特類」、「甲種1類」、「甲種2類」、「甲種3類」、「甲種4類」、「甲種5類」、「乙種1類」、「乙種2類」、「乙種3類」、「乙種4類」、「乙種5類」、「乙種6類」又は「乙種7類」とは、それぞれ甲種消防設備士免状又は乙種消防設備士免状であって、指定区分が、特類、第1類、第2類、第3類、第4類、第5類、第6類又は第7類であることを示す。
 - 2 白色のプラスチック板を用い、裏面には免状作成後に記入する文字及び証印が 容易に消えない処理を施すこと。